



65歳未満で在職中の場合は、年金の支給ってどうなるの？



老齢厚生年金をもらいながら厚生年金の被保険者となり賃金を受けている方については、賃金と年金の合計額が一定の基準額を超えるとき、年金の一部または全部が支給停止されます。

65歳未満と65歳以上でその基準額は異なりますが、65歳未満の場合は、賃金の月額（総報酬月額相当額）と年金の月額（基本月額）の合計額が28万円を超える場合に、年金の支給停止が行われます。ただし、賃金の月額と年金の月額の合計額が28万円を超えない場合は、支給停止はありません。

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{当月の標準報酬月額} + \frac{\text{当月以前1年間の標準賞与等の合計}}{12}$$

$$\text{基本月額}^{\ast 1} = \frac{\text{老齢厚生年金の額}^{\ast 2}}{12}$$

※1 複数の老齢厚生年金を有する場合、すべての年金額を合算して算出することとなります。

※2 老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合には、加給年金額を除いて基本月額を算出します。

65歳未満の在職支給停止



総報酬月額相当額が47万円を超える場合の調整後の年金支給月額

- ① 基本月額が28万円以下の場合
基本月額 - {(47万円 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)}
- ② 基本月額が28万円を超える場合
基本月額 - {47万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)}

総報酬月額相当額が47万円以下の場合の調整後の年金支給月額

- ③ 基本月額が28万円以下の場合
基本月額 - {(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2}
- ④ 基本月額が28万円を超える場合
基本月額 - {総報酬月額相当額 ÷ 2}